令和８年（フ）第１４１号
島根県松江市島根町加賀622番地、住民票上の前住所島根県松江市菅田町168番地　マンション福田３号棟303号
債務者　金津　久義
1　決定年月日時　令和８年９月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
松江地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１５３号
青森県上北郡六ヶ所村尾駮字弥栄平１―39　三菱重工六ヶ所宿舎Ｊ棟Ｊ212、住民票上の住所和歌山市北出島66番地１　レオパレス和歌山ハート１　101
債務者　宮本　克久
1　決定年月日時　令和８年９月17日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
青森地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２５３号
青森市長島４丁目23番４―1501号
債務者　佐々木和歌子
1　決定年月日時　令和８年９月17日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
青森地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２５６号
青森市南佃２丁目21番８号　ＭＡＣ青森コート305号
債務者　伊藤　　實
1　決定年月日時　令和８年９月17日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
青森地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第６６８号
千葉県松戸市常盤平７丁目30番地の47
債務者　髙山　巴里
1　決定年月日時　令和８年９月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第６９５号
千葉県松戸市常盤平４丁目17番地　常盤平公団住宅Ｅ街区25棟112号
債務者　海藤　　剛
1　決定年月日時　令和８年９月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第７７２号
千葉県松戸市松戸新田473番地の12　エスペラント稔台202号
債務者　宮本　千帆
1　決定年月日時　令和８年９月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第７８６号
千葉県我孫子市柴崎台４丁目２番23―304号　サンイーストＭ
債務者　河村　幸子
1　決定年月日時　令和８年９月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第７８９号
千葉県松戸市根木内181番地の１
債務者　杉田　由佳
1　決定年月日時　令和８年９月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第７９２号
千葉県柏市花野井76番地２　グランドール花野井102号
債務者　鈴木　三惠
1　決定年月日時　令和８年９月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第１９８号
神奈川県横須賀市長沢１丁目８番５号　プレステージ長沢201、前住所神奈川県横須賀市公郷町２丁目12番地１クリオ衣笠808
債務者　佐藤　恒也
1　決定年月日時　令和８年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

令和８年（フ）第２３８号
青森市金沢５丁目25番35号　メゾン金沢Ⅲ201号
債務者　高木　典子
1　決定年月日時　令和８年９月18日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
青森地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１２１号
青森県黒石市緑町四丁目105番地　ユーハイム１―Ｃ号
債務者　工藤　美宏
1　決定年月日時　令和８年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
青森地方裁判所弘前支部

令和８年（フ）第２２３号
千葉県富里市七栄646番地693（グリーングラス102）
債務者　岸川　貴之
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（フ）第２７５号
千葉県佐倉市王子台２丁目11番地26　ジュネス王子台103号
債務者　穂刈　厚子
1　決定年月日時　令和８年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（フ）第１９７５号
横浜市都筑区中川中央１丁目21番３―407号
債務者　筑城　純子
1　決定年月日時　令和８年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
横浜地方裁判所第３民事部